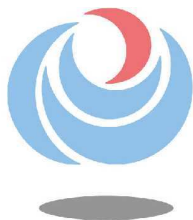


# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 牧野・松本

(電話) 06-6949-6448

令和5年3月28日

## トラック事業者に対する事業停止処分を実施

今般、下記の通り、トラック事業者（一般貨物自動車運送事業者）に対する貨物自動車運送事業法第33条（※）の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の事業停止及び事業用自動車の使用停止処分を行ったのでお知らせします。

### 記

1. 処分年月日：令和5年3月28日  
処分内容：事業停止30日間 及び  
事業用自動車の使用停止220日車（2両×110日）
2. 事業者名：大林 運  
事業者住所：大阪府大阪市生野区巽西2丁目10番13号  
代表者：大林 運  
営業所：本店営業所（大阪府大阪市生野区巽西2丁目10番13号）  
保有車両数：5両
3. 監査の概要  
適正化事業実施機関の巡回指導結果から、法令に違反している疑いがあったため、大阪運輸支局が令和4年8月31日に本店営業所に対して監査を実施した結果、点呼の実施違反やアルコール検知器の備えなし、車両の点検未実施などの貨物自動車運送事業法違反が判明しました。
4. 事業停止に関するもの（違反の内容）
  - ①点呼の実施違反（全点呼未実施）  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）

5. 車両停止に関するもの（主な違反の内容）

①過労運転の防止措置義務違反

（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

②定期点検整備等の未実施違反

（貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）

③アルコール検知器の備え義務違反

（貨物自動車運送事業法第17条第4項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項）

④乗務等の記録違反

（貨物自動車運送事業法第17条第4項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）

⑤運行記録計による記録違反

（貨物自動車運送事業法第17条第4項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）

⑥運転者に対する指導及び監督違反

（貨物自動車運送事業法第17条第4項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

※ 貨物自動車運送事業法より抜粋

第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

2 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

配布先  
青灯クラブ  
陸運記者会（トラック部会）